







商慣習見直し宣言事業者 募集中！

食品流通段階における納品期限や販売期限に関する1/3ルール等の商慣習は、食品ロス発生の大きな要因となっています。このため、富山県では、商慣習の見直し（納品期限の緩和、販売期限の延長など）に取り組む食品関連事業者を募集しています。

1/3ルールの見直し

-  県のHP等で事業者の取組みを紹介します。
-  納品期限切れ・販売期限切れによる廃棄の削減が期待されます。
-  食品ロス削減に配慮した販売を実践している企業としてのイメージアップにつながります。
-  廃棄や商品管理に係る労務の縮小による作業効率の向上が期待されます。

対象事業者

富山県内の食品関連事業者
(製造、卸売、小売)

たくさんのご応募
お待ちしております



募集期間

通年で募集

登録要件

商慣習見直しに寄与する取組みを1項目以上実施する事業者及び今後実施予定の事業者

「商慣習見直し宣言事業者」登録申込書

1 基本情報			
☆事業所名(屋号)		代表者	
住所	〒	電話	()
連絡先	担当者名		
	電話	FAX	
	電子メール		@
☆事業所ホームページ	http:// http://		
★事業区分	製造	<input type="checkbox"/> 食品製造業	
	卸売 小売	<input type="checkbox"/> 食品卸 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 <input type="checkbox"/> 菓子・パン <input type="checkbox"/> 直売所・道の駅 <input type="checkbox"/> その他食料品小売店 ()	

注1 個人事業者は☆事業所(屋号)に個人名をご記入ください。
 注2 ★印の内容は、ホームページに情報を掲載させていただきます。
 ☆印の内容について掲載を希望されない場合は右欄に×をつけてください。空欄の場合は情報を掲載させていただきます。
 注3 本社等で一括申請される場合は、店舗名、所在地等がわかる資料を添付してください。

掲載
不可

2 取組内容				
製造業	<input type="checkbox"/> 賞味期限の延長(包装資材の開発等) <input type="checkbox"/> 賞味期限の年月表示化 <input type="checkbox"/> その他 ()			
卸売業 小売業		☆緩和している品目に○をつけてください。		
		納品期限	販売期限	
	常温加工品	①飲料		
		②菓子(賞味期限180日以上)		
		③菓子(賞味期限180日未満)		
		④一般食品(麺類、レトルト、スープ、調味料など)		
		⑤その他 ()		
	日配品	⑥洋日配(牛乳、乳製品、デザート等)		
		⑦和日配(練物、水物、麺類、漬物等)		
		⑧パン・和菓子(食パン、菓子パン、和菓子等)		
⑨その他 ()				

注 取組内容について、別途お問い合わせいただく場合があります。

申込方法
 申込書にご記入いただき、
 ①郵送 ②FAX ③Eメール ④持参
 のいずれかの方法で下記申込先へご提出
 ください。

申込先
 富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議事務局
 〒930-0004 富山市桜橋通り5-13富山興銀ビル(富山県農産食品課内)
 TEL: 076-444-3282
 FAX: 076-444-4410
 E-mail: anousanshokuhin@pref.toyama.lg.jp

